

令和3年5月28日開催

令和3年度
燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月28日(金曜日)
午前9時30分～午前10時5分
2. 開催場所 燕市役所 1F つばめホール
3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(1名)
欠席 1名 9番 廣野和夫
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第4号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用(2a未満の転用)の報告

- (4) 議事

- 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について
議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 9 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 11 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について、及び農用地利用配分計画の認可について
議案第 12 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
（案）及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画
（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

12 番 大久保政博 13 番 山上 忠

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第2回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号12 大久保政博 委員及び</p> <p>議席番号13 山上忠 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第3号から第4号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号20番 蔵関字江東の田、1筆、面積596㎡、「交換」に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号21番 蔵関字江東の田、1筆、面積513㎡、「交換」に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号22番 蔵関字江西の田、1筆、面積532㎡、「交換」に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号23番 蔵関字江西の田、1筆、面積952㎡、「交換」に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号24番 蔵関字江西の田、1筆、面積618㎡、「交換」に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号25番 米納津の田、2筆、面積2,056㎡、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 26 番 国上字居下の田、1 筆、面積 721 m²、「3 条売買」に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 27 番 国上字居下の田、1 筆、面積 605 m²、「3 条売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 4 号、「農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用(2a 未満の転用)の報告」であります。</p> <p>受付番号 1 番 米納津字砂田川上の畑、2 筆、面積 158 m²、転用目的は農機具格納庫、農用地区域外。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。</p> <p>自宅前に、もみ殻散布機などを格納する車庫を建築するものであります。</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
事務局	<p>議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 水道町三丁目の田畑、2 筆、面積 1,057 m²、取消しの理由は、「集合住宅事業が進まなくなったため」、許可日、許可番号は令和 2 年 7 月 31 日第 15040 号であります。位置図は議案資料 1 頁にお戻りください。</p> <p>受付番号 2 番 水道町四丁目の田、1 筆、面積 181 m²、取消しの理由は、「飲食店舗の建築が中止となったため」、許可日、許可番号は昭和 61 年 1 月 22 日巻農地第 8009 号であります。位置図は、同じく議案資料 1 頁になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 5 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>5 月 20 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、委員 14 名全員で審査の結果、農地法第 5 条の取消し申請 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p>

	<p>これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号4番 国上字居下の田、2筆、面積1,326㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>次の番号5番から10番はそれぞれ交換であります。</p> <p>受付番号5番 花見字徳左エ門^{しも}下の田、3筆、面積633㎡、契約内容は6番との交換、位置図は同じく4頁をご覧ください。</p> <p>受付番号6番 花見字堤^{しも}下の田畑、3筆、面積293㎡、契約内容は交換、位置図は同じく4頁になります。</p> <p>事前審査会では、交換面積</p> <p>受付番号7番 蔵関字江東の田、2筆、面積474㎡、契約内容は8番との交換、位置図は5頁をご覧ください。</p> <p>受付番号8番 蔵関字江西の田、1筆、面積618㎡、契約内容は交換、位置図は同じく5頁になります。</p> <p>受付番号9番 蔵関字江東の田、1筆、面積489㎡、契約内容は10番との交換、位置図は同じく5頁をご覧ください。</p> <p>受付番号10番 蔵関字江西の田、2筆、面積376㎡、契約内容は交換、位置図は同じく5頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第3条申請7件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号3番 水道町四丁目の田、2筆、面積325㎡、当初計画者の住宅予定地でしたが、建築不要となったため、承継者に譲り渡すものであります。また転用目的は住宅で変更はありません。位置図は、議案資料6～7頁をご覧ください。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。受付番号13番 花見字堤^{しも}下の田、3筆、面積1,523㎡、転用目的は、</p>

<p>事務局</p>	<p>倉庫・駐車場（10 台）、契約内容は売買、令和 4 年 6 月 9 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>会社敷地が狭くなったため、大型車両置場及び倉庫を作るものであります。</p> <p>申請地は、集落内の宅地に連たんする農地で、育苗ハウスや宅地に挟まれていることから、周辺農地への影響も少なく、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 14 番 分水旭町四丁目の畑、2 筆、面積 209 m²、転用目的は物置及び駐車場（5 台）、契約内容は売買、令和 3 年 7 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>住宅の敷地が狭いため、燕市道を挟んだ向い側の農地を取得し、駐車場と物置を設置するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 15 番 水道町四丁目の田、2 筆、面積 325 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 3 年 10 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁にお戻りください。先ほど計画変更で説明した案件であります。住宅を建築するため、農地を取得するものです。</p> <p>申請地は、第 1 種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 16 番 横田字中筒東川原の畑、1 筆、面積 243 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 3 年 12 月 30 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>既存の住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落に点在する農地であることから、営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 17 番 吉田本町字前田の畑、1 筆、面積 368 m²、転用目的は、</p>
------------	--

<p>事務局</p>	<p>住宅、契約内容は使用貸借、令和3年12月31日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>賃貸住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。併せて、地権者よりS53年に農舎を建築していたため、始末書が提出され、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落で宅地に連たんする農地であることから、営農に影響は無く、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号18番 秋葉町四丁目の田他、2筆、面積330㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和3年10月30日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>新たに住宅を建築するものであります。こちらの申請地につきましても、駐車場と家屋の増築をおこなっていたため、始末書を読み上げさせていただいたところあります。</p> <p>申請地は、第1種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>三浦委員長</p>	<p>審査会では、事務局が始末書1件を読み上げ、これを確認しております。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請6件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>

議 長	<p>次に議案第 11 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 11 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の 11 頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 77 番 四ツ屋の田、1 筆、面積 1,103 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 11 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>続いて、10 年の集積計画であります。議案の 14 頁になります。</p> <p>受付番号 84 番 小古津新の田、1 筆、面積 7,482 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 4 月 5 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。15 頁をご覧ください。</p> <p>11 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 46 番 四ツ屋の田、1 筆、面積 1,103 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 11 月 30 日までの 11 年であります。以下お読み取りください。</p> <p>続いて、議案 18 頁をご覧ください。</p> <p>10 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 52 番 小古津新の田、1 筆、面積 7,482 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 4 月 5 日までの 10 年であります。</p> <p>併せて、関係委員の案件はありませんでした。</p> <p>また、今回も、一つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 19 頁の議案第 11 号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の利用権の申請がありました農事組合法人「にかいどう」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農用地利用集積計画9件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画8件、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。 なお、議案第11号の案件につきましては、6月7日の告示により力が発生する事になります。
議 長	次に議案第12号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第12号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」であります。 この議案につきましては、4月総会の協議事項で、説明させていただきました。今回この場で修正等意見が無ければ、ご承認をお願いしたいと思います。なお、総会の議決後の6月に、市ホームページで公開をさせていただきたいと考えております。 (追加修正：説明) 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る5月20日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査会での疑義については、事務局の報告のとおりであります。 審査の結果、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の

議 長	<p>決定について」、異議がなかった事を報告致します。</p> <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第2回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時5分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月28日

総 会 議 長 本井作登志

議事録署名委員 大久保政博

議事録署名委員 山上 忠
